

島田市立島田第二小学校 令和7年度いじめ防止基本方針

基本方針

○いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを学校・家庭・地域が認識し、その撲滅に向かって協力して取り組む。

○いじめのない「楽しい学校」の創造のために、「自己肯定感」の高い子ども、「他者意識」をもった子ども、「命」を大切に育てる子どもの育成を目指す。

【保護者・地域との連携】

- 学校評価アンケートを活用し、よりよい指導に生かす。
- 日々の連絡帳などで保護者との情報交換に努める。
- 交通安全や防犯パトロール、読み聞かせボランティアの方々にも二小の子を見守ってもらう。
- 教育相談日を保護者に周知し、活用する。

【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 早期発見・早期対応・組織的対応をする。
- 年5回の「学校生活アンケート」を実施する。結果を分析し、機を逸することなく対応する。
- いじめ問題に関する校内研修を実施し、いじめについての理解を深め、対応力を身に付ける。

【関係機関等との連携】

- スクールカウンセラー相談日を各家庭に連絡し、相談しやすい環境を整える。また、各学級を観察してもらい、情報収集に生かす。
- 島田市教育委員会・島田市家庭児童相談室(子育て応援課)と連携し、指導に当たる。
- 民生・主任児童委員と情報交換を行う。(児童福祉の会)

いじめ対策委員会

- ・校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・学年主任(・担任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・警察経験者…必要に応じて) 通常はいじめ対策委員会として週1回実施の教務会を位置づけ、臨時いじめ対策委員会としてケース会議を位置づける。

全教職員

【未然防止】

- 『自分の良さ・成長に気づき、自分に自信がもてる子』『進んで人のために行動できる、思いやりのある子』を願う子ども像とし、自己肯定感と他者意識の高い子どもを育成する。
- やさしい思いやりのある言葉遣いのできる集団を育成する。特に「さん」付けで相手の名前を呼ぶ。
- 特別の教科道徳・学級活動・ソーシャルスキルトレーニング等を活用して、いじめを許さない人権感覚を育成する。
- 集会等でいじめ対策委員を保護者、児童に周知する。

【早期発見】

- 担任は授業の中での子どもの表れから、心の変化を見取る。また、休み時間や放課後の過ごし方にも目を配る。
- 全職員で子どもを見守り、気になる表れについて、いち早く担任・生徒指導主任・教務・教頭・校長に情報を伝える。
- 学校生活アンケートの結果から、子どもの悩みについて相談にのる。子ども相互の人間関係を名簿等に可視化して状況を把握する。
- いじめ対策委員会や学年主任者会で、情報交換を行う。
- OSC研修会で早期発見等の研修の機会を設定する。

【早期対応】

- いじめられている児童や保護者からの訴えに親身になって対応し、子どもの悩みや苦しみを受け止め、支え守るという姿勢を示していく。
- 素早く多方面からの情報収集を行い、事実を確認して、ケース会議を開き、対策を練る。
- 解決に向け、いじめられた子どもへの心のケア、いじめた子どもや周囲の子どもへの指導、保護者への対応に適切に取り組む。

【継続支援・重大事態への対応】

- 継続的な経過観察を行うと共に、再発防止・未然防止に向けた体制を構築する。
- 島田市教育委員会や島田市家庭児童相談室との緊密な連絡体制を構築する。
- 警察経験者やスクールソーシャルワーカーを派遣してもらい、幅広い視野で、ケース会議を行う。
- 重大事態では、直ちに関係機関へ連絡・相談を行う。